

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.1%
全職員	79.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長級	99.4%
課長級	96.4%
課長補佐級	95.1%
主査級	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.5%
31～35年	93.2%
26～30年	90.5%
21～25年	87.2%
16～20年	85.3%
11～15年	83.5%
6～10年	94.9%
1～5年	90.9%

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員」については、扶養手当について、世帯主として男性職員による手当受給額が多いこと、部分休業など、子育て等による勤務時間短縮制度の利用者が女性職員に多いことなどが差異の主な要因として挙げられる。

「任期の定めのない常勤職員以外」及び「全職員」については、男性職員の給与に対する女性職員の給与の割合が低くなっているが、このうち短時間勤務者が中心である会計年度任用職員が大多数を占めており、給与支給額が低いこと等が割合を引き下げる要因と考えられる。

なお、「任期の定めのない常勤職員以外」のうち、会計年度任用職員については、正確な給与の差異の比較が困難である時給の職員は算定対象から除外している。月給の職員は常勤換算により算出している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。